

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月18日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画緑地

- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
名称 8 新千歳空港インターチェンジ緑地
位置 千歳市平和の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画緑地の変更（千歳市決定）

都市計画緑地に8号 新千歳空港インターチェンジ緑地を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	緑地名			
8	新千歳空港 インターチェ ンジ緑地	千歳市平和	約 3.2ha	緩衝緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本緑地予定地は、工業団地の良好な環境を形成するために、隣接する新千歳空港インターチェンジに対する緩衝機能を有する緑地として追加するものである。

